

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・救急病院の取消
- ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての
同意成立
- ・都市計画の変更
- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始（2件）

所管課（室）名

医療政策課

水産経営課

都市政策課

道路維持課

〃

◎ 公 告

- ・肥料登録事項の変更
- ・測量の実施
- ・特定開発行為に関する工事完了

農業イノベーション推進室

建設企画課

砂防課

◎ 公安委員会規則

- 長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の
一部を改正する規則
- 警察行政手続オンライン化システムの運用開始に伴う関係規則の整理に関する規
則

警務課

〃

◎ 雜 報

- ・一般競争入札の実施

長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第579号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院の認定を取り消す。

令和7年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定取消年月日
医療法人篤信会 杏林病院	長崎県佐世保市早苗町491-14	令和7年11月4日

長崎県告示第580号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
上対馬町加入区	いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月5日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類

大村都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

大村都市計画区域（大村市の一部）

3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県県央振興局並びに大村市役所

長崎県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 厳原豆駿美津島線

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
対馬市厳原町佐須瀬字茂ノ原170番1地先から 対馬市厳原町佐須瀬字茂ノ原44番1地先まで	前	10.8~17.2	94.5	
	後	11.2~24.5	94.5	

長崎県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆駿美津島線	対馬市厳原町佐須瀬字茂ノ原170番1地先から 対馬市厳原町佐須瀬字茂ノ原44番1地先まで	令和7年12月5日

長崎県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 大瀬戸西彼線	西海市大瀬戸町瀬戸下山郷字弥太郎519番16地先から 西海市大瀬戸町瀬戸下山郷字弥太郎456番1地先まで	令和7年12月5日

公 告**肥料登録事項の変更（公告）**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料登録事項の変更の届出があった。

令和7年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所又は所在地	氏名又は名称	登録年月日	登録の有効期間
新	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	大阪府大阪市中央区南船場三丁目2番22号おおきに南船場ビル205	変更なし	変更なし	変更なし
旧	長崎県肥第661号	副産動植物質肥料	アミノ酸有機液肥	窒素全量6.0%	大阪府柏原市国分東条町3番5号	有限会社クリエ・ジャパン 代表取締役 井上 陽介	平成26年3月6日	令和5年3月6日から 令和8年3月5日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（法務局地図作成事業）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市鳴滝二丁目、片淵二丁目、片淵三丁目の一部、夫婦川町の一部	令和7年12月8日から 令和9年3月31日まで

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和7年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

当初 令和5年2月20日 長崎県指令4砂第138号 変更 令和7年3月24日 長崎県指令6砂第105号	(2工区) 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字定林765番3の 一部、770番1、772番、776番、778番、779番1、 779番2、779番3、780番1、780番2、780番3、 780番4、780番5、780番6、781番1、781番2、 783番1、784番1、786番2の一部、788番3、 789番1、790番、802番1、803番2、804番、 805番、807番、809番2、810番、820番2 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字古園883番4、 884番の一部、885番1の一部、888番の一部、 889番の一部、890番の一部、891番1の一部、 891番2、892番の一部 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字嬉里谷964番 8、964番10 長崎県西彼杵郡長与町丸田郷字二反田66番 3、66番4、85番2、88番3、91番2、92番、 96番、97番2、97番3、97番4、98番、100番2、 103番1、103番3、103番4、105番1、105番2、 106番1の一部、106番2、106番3、106番4 長崎県西彼杵郡長与町丸田郷字赤水108番1、 109番1、113番1、113番3、113番6、113番7、 113番8、113番9、117番1	福岡県福岡市中央区天神一丁目13番2号 嬉里・丸田宅地開発特定目的会社 取締役 小林 健一郎
--	--	--

公安委員会規則

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

長崎県公安委員会規則第9号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条並びに長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年長崎県条例第67号。以下「情報通信利用条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条及び長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年長崎県条例第67号。以下「情報通信利用条例」という。）第3条の規定により、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に し必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 電子署名 次に掲げるものをいう。	(3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を

<p><u>ア 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</u></p> <p><u>イ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げるもののほか、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u></p> <p>(4) 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するためには作成する電磁的記録をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。</p> <p>(7) 手続等 申請等及び処分通知等をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。</p> <p>（手続等の公示）</p> <p>第3条 公安委員会等は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項その他公安委員会等が必要と認める事項を告示するものとする。</p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する者は、公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>いう。</p> <p>(4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。</p> <p>（手続等の告示）</p> <p>第3条 公安委員会等は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項その他公安委員会等が必要と認める事項を告示するものとする。</p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する者は、公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 略</p>
--	--

定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 略

(2) 略

(3) 公安委員会等が告示で定める電子証明書（前2号に規定するものを除く。）

(4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

5 公安委員会等は、第1項に規定する者が第3項に規定する事項を入力する場合において、申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いているときであって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととができる。

6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(申請等に係る署名等に代わる措置)

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に規定する電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内に行わなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等）

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、

5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第4条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 前項に規定する場合において、公安委員会等は、処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

3 第1項に規定する場合において、公安委員会等は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該処分通知等を受ける者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等の定めるところにより行う届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該処分通知等を受ける者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

(委任)

第11条 略

(委任)

第7条 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

警察行政手続オンライン化システムの運用開始に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

長崎県公安委員会規則第10号

警察行政手続オンライン化システムの運用開始に伴う関係規則の整理に関する規則

(長崎県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(署長の駐車許可) 第9条 略 2~7 略 <u>8 前項の駐車許可証（以下この条において「駐車許可証」という。）の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。</u> 9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該駐車許可証（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。ただし、 <u>第7項ただし書</u> の規定による通知を受けているときは、当該通知の内容及び緊急時の連絡先電話番号を記載した書面を車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。 10及び11 略 12 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄（第8項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。 (1)~(3) 略 (遠隔操作による通行の届出) 第13条の2 略 2 略 3 法第15条の3 第3項の規定による通知は、別記様式第15号の2の届出番号等通知書を交付して行うものとする。 (報告又は資料の提出要求) 第13条の3 法第15条の5 第1項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料の提出の要求は、別記様式第15号の3の報告・資料提出要求書により行うものとする。 (指示) 第13条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、別記様式第15号の4の指示書を交付して行うものとする。 (選任又は解任の届出) 第18条 法第74条の3 第5項の規定による安全運転管理者	(署長の駐車許可) 第9条 略 2~7 略 <u>8 前項の駐車許可証（以下この条において「駐車許可証」という。）は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の外部から容易に視認できる場所に掲出しなければならない。ただし、<u>前項ただし書</u>の規定による通知を受けているときは、当該通知の内容及び緊急時の連絡先電話番号を記載した書面を車両の外部から容易に視認できる場所に掲出しなければならない。</u> 9及び10 略 11 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。 (1)~(3) 略 (遠隔操作による通行の届出) 第13条の2 略 2 略 (報告又は資料の提出要求) 第13条の3 法第15条の5 第1項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料の提出の要求は、別記様式第15号の2の報告・資料提出要求書により行うものとする。 (指示) 第13条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、別記様式第15号の3の指示書を交付して行うものとする。 (選任又は解任の届出) 第18条 法第74条の3 第5項の規定による安全運転管理者

又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任及び解任の届出は、自動車の使用的本拠地ごとに別記様式第16号の届出書又は別記様式第17号の届出書により、公安委員会に提出するものとする。

2 略

3 施行規則第9条の9第1項第2号に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下この章において「教習」という。）又は同条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する自動車の運転の管理に関する能力に係る公安委員会の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者の別記様式第16号の届出書又は別記様式第17号の届出書には、前項に規定する書類のほか、教習を修了したことを証明する書類の写し又は認定を受けたことを証明する書類の写しを添付しなければならない。

（届出事項の変更届）

第21条 安全運転管理者等の選任の届出をした者は、自動車の使用的本拠地における自動車の台数若しくは運転者数又は施行規則第9条の12第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる事項に変更を生じたときは変更があった日から15日以内に、施行規則第9条の13第1項に規定する自動車の安全な運転の管理に関し参考となる事項に変更を生じたときは毎年12月に、別記様式第16号の届出書又は別記様式第17号の届出書により、公安委員会に提出しなければならない。

（安全運転管理者等の資格の認定申請）

第23条 略

2 公安委員会は、認定の要件を備えていると認めるとときは、別記様式第25号の認定書を交付するものとする。

（自動車の運転管理に関する教習）

第24条 自動車の使用者は、教習を受ける者について、別記様式第26号の教習申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、教習を修了した者に対し、別記様式第27号の修了証書を交付するものとする。

（認定及び教習の実施）

第25条 認定及び教習の実施については、別に定めるところにより行うものとする。

又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任届出は自動車の使用的本拠地ごとに別記様式第16号の届出書又は別記様式第17号の届出書により、解任の届出は別記様式第18号の解任届により、公安委員会に提出するものとする。

2 略

3 施行規則第9条の9第1項第2号に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）又は同条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する自動車の運転の管理に関する能力に係る公安委員会の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者の別記様式第16号又は別記様式第17号の届出書には、前項に規定する書類のほか、教習を修了したことを証明する書類の写し又は認定を受けたことを証明する書類の写しを添付しなければならない。

（届出事項の変更届）

第21条 安全運転管理者等の選任届をした者は、自動車の使用的本拠地における自動車の台数若しくは運転者数又は施行規則第9条の12第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる事項に変更を生じたときは変更があった日から15日以内に、施行規則第9条の13第1項に規定する自動車の安全な運転の管理に関し参考となる事項に変更を生じたときは毎年12月に、別記様式第22号の変更届により公安委員会に届け出なければならない。

（安全運転管理者等の資格の認定申請）

第23条 略

2 公安委員会は、施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号に規定する認定の要件を備えていると認めるとときは、別記様式第25号の認定書を交付するものとする。

（自動車の運転管理に関する教習）

第24条 自動車の使用者は、施行規則第9条の9第1項第2号に規定する教習を受ける者については、別記様式第26号の教習申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対し、別記様式第27号の修了証書を交付するものとする。

（認定及び教習の実施）

第25条 前2条に規定する認定及び教習の実施については、別に定めるところにより行うものとする。

別記様式第15号の3を別記様式第15号の4とし、別記様式第15号の2を別記様式第15号の3とし、同様式の前に次の様式を加える。

別記様式第15号の2（第13条の2関係）

長公委()第 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会

印

届出番号等通知書

道路交通法第15条の3第3項の規定により、次のとおり届出番号等を通知します。

届出年月日	年月日
届出番号等	長崎県公安委 第 号

備考 道路交通法第15条の4の規定により、上記届出番号等は使用する遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示してください。

別記様式第16号を次のように改める。

別記様式第16号（第18条、第21条関係）

安全運転管理者に関する届出書												
年 月 日												
長崎県公安委員会 殿												
① 届出者の氏名又は法人の 安全運転管理者を選任、解任 届出記載事項()を変更 }したので 〒 お届けします。 住 所 (電話)												
② 選任年月日		年 月 日			⑨ 使 用 の 本 拠	(ふりがな)						
③ 安全運転管理者 氏名		(ふりがな)										
④ 資 格		生年月日 (年齢)	大昭年月日 平	年 月 日 (歳)	⑩ 自動車台数							
要 件		運転の管理経験 1 2年以上		3 公安委員会の教習修了者で1年以上		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他()						
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他()			⑪ 運転者数							
⑥ 安全運転管理者 が運転免許を持 っている場合		免許の種類										
⑦ 安全運転管理者 の勤務の態様		勤務		日勤 隔日 その他()	⑫ 前管 安理 全者							
⑧ (運 安 全 歴 履 理 に 關 す る 經 歴)		勤務期間		勤務所名		職務上の地位	あり(名)なし					
至 . .												
至 . .												
至 . .												
至 . .												
備考												

別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第17号（第18条、第21条関係）

別記様式第18号を次のように改める。

別記様式第18号 削除

別記様式第22号を次のように改める。

別記様式第22号 削除

別記様式第39号を次のように改める。

別記様式第39号（第47条の3関係）

臨時適性検査申出書			
長崎県公安委員会 殿		年 月 日	
住 所			
フリガナ		連絡先	
氏 名			
生年月日			
免許証番号			免許情報記録番号
申 出 を行 う 理 由			
現在の保有状況			
登録されている内容			
カナ			
氏名			
通称名	旧姓		
免許証番号		免許情報記録番号	
交付年月日		記録等年月日	
交付公安委員会			
有効期限	年 月 日まで有効	有効期限	年 月 日まで有効
本籍			
住所			
免許の 条件等			
マイナ 備考欄			
二小原	他	二種	
免 種			
個人番号カードの効力		有効 · 失効	

備考 1 太枠内のみ記入すること。

2 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記様式第41号を次のように改める。
別記様式第41号（第47条の5関係）

運転経歴証明書交付等申請書・再交付申請書・記載事項変更届出書

申請日 年 月 日

長崎県公安委員会 殿

区 分		
<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 再交付(□亡失・滅失等、□旧経歴証明書有り)	<input type="checkbox"/> 記載事項変更
フリガナ 氏 名		生年月日 昭・平・令 年 月 日
住 所		
電話番号	電話番号1	電話番号2
現在の保有状況	➡ 手続後に希望するもの	

変更する事項(変更するもののみ記載してください。)

旧フリガナ	
旧 氏 名	
旧 住 所	市 郡

新フリガナ	
新 氏 名	
新 住 所	市 郡

申立書

私は、不正に再交付を受けて運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや亡失・滅失した運転経歴証明書を発見したときには、速やかに返納しなければならないことは知っています。

さらに、不正に再記録を受けて運転経歴情報の記録を行ったマイナンバーカードを2通持つことが禁止されていることや亡失・滅失した運転経歴情報が記録されたマイナンバーカードを発見したときには、速やかに記録の抹消をしなければならないことは知っています。

これに違反しないことを申し立てます。

氏 名 _____

備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

(長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部改正)
第2条 長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年
長崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
別記様式第6号を次のように改める。
別記様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

長崎県公安委員会 殿
(警察署長)

地区地域交通安全活動推進委員協議会
会長

道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に関して次のとおり意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

2 理由

3 参考資料

(指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則（平成6年長崎県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(講習方法、講習対象者及び講習事項) 第3条 講習方法は、講義、討議及び実習とし、講習対象者及び講習事項は、施行規則第38条第9項第2号の規定による。 (講習の実施場所) 第5条 講習は、原則として長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場において行うものとする。	(講習の方法、講習対象者及び講習事項) 第3条 講習は、講師による講義及び実習とし、講習対象者及び講習事項は、施行規則第38条第9項第2号によるものとする。 (講習の実施場所) 第5条 講習は、原則として長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場において行うものとする。ただし、 <u>特別な事情が生じたときは、場所の変更をすることができる。</u>
<u>2 講習は、前項の規定にかかわらず、講習の方法が講義及び討議である講習事項又は実習である講習事項を除き、オンラインにより行うことができる。ただし、受講する者が対面による講習を受けたい旨を申し出たときは、この限りでない。</u>	

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号（第7条関係）

講習申出書
年　月　日
長崎県公安委員会 殿
受講予定者ID 住所 氏名 年　月　日生
道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習を受けますので、申し出ます。
備考

手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること(印刷機で直接印字した場合を除く。)。

(指定自動車教習所関係業務規則の一部改正)

第4条 指定自動車教習所関係業務規則（平成14年長崎県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(指定の申請) 第3条 施行規則第35条に規定する指定の申請は、 <u>長崎県警察本部交通部運転免許管理課長</u> を経由して行うものとする。	(指定の申請) 第3条 施行規則第35条に規定する指定の申請は、 <u>指定を受けようとする届出自動車教習所の所在地を管轄する警察署長</u> （以下「所轄署長」という。）を経由して行うものとする。

別記様式第1号備考を次のように改める。

- 備考 1 届出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号中	「 教習所名 「 を 設置者名 」	住所 届出者 氏名
----------	-----------------------------------	---------------------

に、「ふりがな」を「フリガナ」に改め、備考を次のように改める。

- 備考 1 届出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第6条関係）

指 定 事 項 變 更 届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

届出者

氏名

変更を受けようとする 教習所の名称	
変更を受けようとする 教習所の所在地	
変更する記載事項	
変更後の記載事項	
備考	

備考 1 届出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

第5条 取消処分者講習の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第4条関係）

取消処分者講習予約申出書		
年 月 日		
長崎県公安委員会 殿		
講習予約 申出者	本籍（国籍）	
	住所	電話
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日 生（歳）
	希望する 講習の区分	① 四輪車（準中型・普通） ② 二輪車（普自二・原付）
	仮免許証の有無	有 · 無
講習通知書		
殿		
行政処分 歴等	処分種別	<input type="radio"/> 取消し等（取消し・拒否・運転禁止） <input type="radio"/> 準取消し等（取消し・運転禁止）
	処分月日（期間）	年 月 日から（年）
	処分理由	<input type="radio"/> 交通事故（死亡・重傷・軽傷） <input type="radio"/> 無免許 <input type="radio"/> 飲酒 <input type="radio"/> 速度 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/> データなし
	欠格期間	年 月 日から 年 月 日まで
	前歴等	前歴 回 累積点数 点
	講習種別	飲酒取消講習 · 一般取消講習
受付	第1日目の午前8時45分から午前8時55分までの間に行います。	
講習日時	第1日目	月 日（曜）9:00~17:00
	第2日目	月 日（曜）9:00~16:00
講習場所 (受付)	① 運転免許管理課 大村市古賀島町533番地5（電話 0957-53-2128） ② 指定講習機関 自動車学校 市・郡 町 電話	
講習日に 持参するもの等	1 取消処分者講習予約申出書・講習通知書（本書面） 2 本籍（外国人の方にあっては、国籍。以下同じ。）記載の住民票の写し又はその他本籍、住所、氏名及び生年月日が確認できる書類（仮運転免許証等） 3 写真2葉（講習前6か月以内に撮影した無帽、正面三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル） 4 筆記用具 5 受講料（円） 6 その他（別途指示されたもの）	
注意事項	<input type="radio"/> 四輪車の場合 運転のできる服装及び靴並びに仮運転免許証（仮免許を取得した者に限る。） <input type="radio"/> 二輪車の場合 ヘルメット、手袋並びに二輪運転に適した長袖服及び靴 <input type="radio"/> 酒気を帯びての受講は、できません。 <input type="radio"/> 講習終了後であっても、一定の病気等を理由として運転免許の取得ができない場合がありますので、不安がある方は、受講前に運転免許管理課に御相談ください。	
取扱部署	運転免許管理課 警察署	取扱者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号を次のように改める。
別記様式第2号（第4条関係）

取消処分者講習受講申請書（公安委員会用）			
年　　月　　日			
長崎県公安委員会 殿			
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏　名			
本　籍 (国　籍)			
住　所	電話		
希望する講習の区分	四輪車（準中型・普通）	二輪車（普自二・原付）	
仮運転免許証の有無	有　　・　　無		
仮運転免許証を発行している公安委員会	公安委員会		
仮運転免許証の番号	第　　号		
備　考			

- 備考 1 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第4条関係）

取消処分者講習受講申請書（指定講習機関用）

年 月 日

指定講習機関名

殿

管理 者 名

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏 名			
本 籍 (国 籍)			
住 所	電話		
希望する講習の区分	四輪車（準中型・普通） 二輪車（普自二・原付）		
仮運転免許証の有無	有 · 無		
仮運転免許証を発行している公安委員会	公安委員会		
仮運転免許証の番号	第 号		
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正)

第6条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
申請者 住所 氏名	
運転免許取得者等教育に 使用する施設の名称	
運転免許取得者等教育に 使用する施設の所在地	
運転免許取得者等教育の 課 程 の 区 分	
運転免許取得者等教育の 課 程 の 名 称	
備 考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 課程の区分は、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条各号のうち該当する号を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号中「施設名」を「住所」に、「所在地」を「氏名」に改める。

別記様式第4号中「施設名」を「住所」に、「管理者」を「氏名」に、「休止しようとする年月日」を「休止又は廃止しようとする年月日」に改め、

「

廃止しようとする年月日	
-------------	--

」

を削り、同様式備考第1号中「、届出者の欄には」を削り、「主たる事務所」を「主たる事務所の所在地」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号（第5条関係）

運転免許取得者等教育認定事項変更届	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
住所	
届出者	
氏名	
運転免許取得者教育に 使用している施設の名称	
運転免許取得者教育に 使用している施設の所在地	
変更する記載事項 変更する添付書類の内容	
変更後の記載事項 変更後の添付書類の内容	
変更日	
備考	

備考 1 届出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(長崎県指定講習機関に関する規則の一部改正)

第7条 長崎県指定講習機関に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申請者 住 所

フリガナ
氏 名

指定講習機関指定申請書

指定を受けようとする者の氏名（法人の名称・代表者の氏名）	
指定を受けようとする者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	
特定講習の業務を行う事務所の名称	
特定講習の業務を行う事務所の所在地	
特定講習の種別	取消処分者講習・初心運転者講習・若年運転者講習
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
備考	

備考 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者 住所
氏名

公示事項変更届出書

長崎県指定講習機関に関する規則第5条第1項の規定により、公示事項の変更の届出をします。

特定講習の業務を行っている事務所の名称	
特定講習の業務を行っている事務所の所在地	
変更する記載事項	
変更後の記載事項	
変更日	
備考	

- 備考 1 届出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 記載事項の変更が確認できる書類を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者 住所
氏名

指定講習機関指定事項変更届

特定講習の業務を行っている事務所の名称	
特定講習の業務を行っている事務所の所在地	
変更する添付書類の内容	
変更後の添付書類の内容	
変更日	
備考	

備考 1 届出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 記載事項の変更が確認できる書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号（第6条関係）

第 年 月 日 号

長崎県公安委員会 殿

申請者 住所
氏名

講習業務規程の認可申請書

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定により、講習業務規程の認可を下記のとおり申請します。

記

講習業務規程の認可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

備考 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号を次のように改める。
別記様式第7号（第6条関係）

第
年
月
号
日

長崎県公安委員会 殿

申請者 住所
氏名

講習業務規程変更の認可申請書

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定により、講習業務規程の変更の認可を申請します。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更の理由	

備考 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第7条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者 名

取消処分者講習結果報告書

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を 年 月
日に終了したので、報告します。

番号	受講者		終了証明書 番号	講習指導員名	備考
	フ リ ガ ナ 氏 名	住 所			
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号を次のように改める。
別記様式第9号（第7条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者 名

初心運転者講習結果報告書

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を 年 月
日に終了したので、報告します。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許の種類	免許証番号 免許情報記録番号	講習指導員名	効果測定結果	備考
			男	準中型 普通 大自二				
			女	普自二 原付				
			男	準中型 普通 大自二				
			女	普自二 原付				
			男	準中型 普通 大自二				
			女	普自二 原付				
			男	準中型 普通 大自二				
			女	普自二 原付				
			男	準中型 普通 大自二				
			女	普自二 原付				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号（第7条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者 名

若年運転者講習結果報告書

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を 年 月
日に終了したので、報告します。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許の種類	免許証番号	講習指導員名	効果測定結果	備考
					免許情報記録番号			
			男	大型 中型 大型二 中型二				
			女	普通二 大特二 け引二				
			男	大型 中型 大型二 中型二				
			女	普通二 大特二 け引二				
			男	大型 中型 大型二 中型二				
			女	普通二 大特二 け引二				
			男	大型 中型 大型二 中型二				
			女	普通二 大特二 け引二				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第12号を次のように改める。
別記様式第12号（第9条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

提出者 住所
氏名

指定講習機関事業報告書

事業内容を下記のとおり報告します。

記

特定講習の業務を行っている事務所の名称	
特定講習の業務を行っている事務所の所在地	

備考（事業内容）

備考 1 提出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号（第9条関係）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

提出者 住所
氏名

指定講習機関収支決算書

収支決算内容を下記のとおり報告します。

記

特定講習の業務を行っている事務所の名称	
特定講習の業務を行っている事務所の所在地	

備考（収支決算内容）

備考 1 提出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号を次のように改める。

別記様式第14号（第10条関係）

年　月　日

長崎県公安委員会 殿

住 所
申請者 フリガナ
氏 名

講習の休廃止の許可申請書

休止又は廃止の別	一部休止・全部廃止・一部廃止
許可を受けようとする者の氏名（法人の名称・代表者の氏名）	
許可を受けようとする者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	
休止又は廃止しようとする特定講習の種別	
休止又は廃止しようとする年月日	
休止の期間	年　月　日から 年　月　日まで
休止又は廃止しようとする理由	
備考	

備考 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則の一部改正)

第8条 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年長崎県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

指定事項変更届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

届出者

氏名

指定を受けた教習課程に係る 届出自動車教習所の名称	
指定を受けた教習課程に係る 届出自動車教習所の所在地	
変更する添付書類の記載事項	
変更後の添付書類の記載事項	
添付書類の記載事項を変更 した日	
備 考	

備考 1 届出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正)

第9条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年長崎県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

運転免許取得者等検査認定申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

申請者

氏名

運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方法の区分	
運転免許取得者等検査の方法の名称	
備 考	

備考 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号中「施設名」を「住所」に、「所在地」を「氏名」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第4条関係）

運転免許取得者等検査の休止（廃止）届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所
届出者
氏名

認定を受けている者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	
運転免許取得者等検査に使用している施設の名称及び所在地	
認定を受けている運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称	
休止又は廃止しようとする運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称	
休止又は廃止しようとする年月日	
休止又は廃止の理由	

- 備考 1 届出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 2 方法の区分は、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条各号のうち該当する号を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号（第5条関係）

運転免許取得者等検査認定事項変更届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

届出者

氏名

運転免許取得者等検査に 使用している施設の名称	
運転免許取得者等検査に 使用している施設の所在地	
変更する記載事項 変更する添付書類の内容	
変更後の記載事項 変更後の添付書類の内容	
変更日	
備考	

備考 1 届出者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号中「所在地」を「住所」に改め、「施設名」を削る。

別記様式第7号備考第1号中「、申請者の欄には」を削る。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号（第10条関係）

運転免許取得者等検査年間実施予定表

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

氏名

施設の名称			
方法の名称			
検査期間	年	月から	月まで
実施月	予 定 檢 査 回 数	予 定 檢 査 人 員	
1 月			
2 月			
3 月			
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
合 計			

備考 1 認定を受けている者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

雜 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和7年12月5日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項**(1) 調達物品の名称及び数量**

長崎県立大学シーボルト校タワー型ワークステーション調達及び保守一式

(2) 調達物品の特質等

詳細は入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年2月27日（金）

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1 長崎県立大学シーボルト校 情報セキュリティ
産学共同研究センターS307

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格**(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。**
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。**(2) ア又はイに該当する者であること。**

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を得ていること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から14の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。**(4) この公告の日から14の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。****3 競争入札参加資格を得るための申請の方法****(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。****(2) 審査事項**

- ・ 前2カ年の損益状況
- ・ 従業員数
- ・ 前2カ年の純資産の状況
- ・ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の方法**(1) 申請書の入手方法**

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる

場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、県資格を取得している者は、申請書に次の書類を添え、令和7年12月16日（火）17時00分までに(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・ 誓約書
- ・ 印鑑届（様式第2号）
- ・ 口座振替申込書（様式第3号）
- ・ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、令和7年12月16日（火）17時00分までに(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・ 誓約書
- ・ 委任状
- ・ 営業概要書
- ・ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

- ・ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

- ・ 県税に関し未納がないことを証する証明書

・ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

- ・ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

・ 印鑑届（様式第2号）

・ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1

(名称) 長崎県立大学シーポルト校事務局総務企画課総務グループ

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、この部局まで送付すること。（12の入札説明書交付期限内必着とする。）

(電話) 095-813-5500

(提出期限) 令和7年12月16日（火）17時00分

5 資格審査結果の通知

審査の結果については、上記の提出期限の日から14の入札期日までの間に文書で通知する。

6 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

- (5) 使用印鑑
(6) 委任事項
(7) 金融機関取引口座
(8) 電話番号
- 8 資格の取消し等
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 9 入札参加条件
この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和7年12月19日(金)17時00分までに、下記10の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 10 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1
(名称) 長崎県立大学シーポルト校事務局総務企画課総務グループ
(電話) 095-813-5500
- 11 契約条項を示す場所
10の部局とする。
- 12 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) この公告の日から令和7年12月16日(火)17時00分までの間(大学の休日を除く。)
(場所) 10の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、10の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)
(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 13 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 入札・開札の場所及び期日等
(場所) 長崎県立大学シーポルト校本部棟2階 特別会議室
(期日) 令和8年1月13日(火) 11時00分開始
入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に10の部局に確認すること。
- 15 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
徴収しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。
- (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 16 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、14の入札当日に委任状を提出すること。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 17 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかつたとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

18 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

19 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 10の担当部局

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイックプリント
寺田宏弥ト